

2. 若年者納付猶予制度

対象 20歳～30歳未満の人
所得 『本人・配偶者』のそれぞれの平成22年中の所得が一定以下の場合
 ＊下表1の①を参照
免除期間 平成23年7月～平成24年6月
毎年7月から受付

＊制度適用期間は、老齢基礎年金の金額には含まれませんが、老齢・障害・遺族年金を請求する場合の受給資格期間に含まれます。

1. 学生納付特例制度

対象 大学・短大・専門学校・各種学校などに在学している20歳以上の学生
所得 『学生本人』の平成22年中の所得が118万円以下(収入の目安が194万円以下)
免除期間 平成23年4月～平成24年3月
毎年4月から受付

3. 免除制度 全額免除・一部納付(一部免除)

対象 20歳～60歳未満の人
免除期間 平成23年7月～平成24年6月
所得 『本人・配偶者・世帯主』のそれぞれの平成22年中の所得が一定以下の場合(表1を参照)
毎年7月から受付

表1 【免除の対象となる所得(収入)の目安】

世帯構成	①全額免除・若年者納付猶予	②4分の3免除	③半額免除	④4分の1免除
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
4人世帯 (夫婦・16歳未満の子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)

表2 【各免除制度を受けた期間の老齢基礎年金の計算】

納める保険料額	全額納付				
	①全額免除	②4分の3免除	③半額免除	④4分の1免除	⑤全額
15,020円	0円	3,760円	7,510円	11,270円	
平成21年3月以前の免除期間	全額	1/3で計算	1/2で計算	2/3で計算	5/6で計算
受け取る年金額	全額	1/2で計算	5/8で計算	3/4で計算	7/8で計算
平成21年4月以降の免除期間	全額	1/2で計算	5/8で計算	3/4で計算	7/8で計算

失業した人の免除の特例

所得が免除等の承認基準を上回っている人も、退職などの理由により免除等の承認を受けられる場合があります。右記の持ち物と、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などのいずれか(コピー可)を持参してください。

＊免除申請をしても、所得によっては一部しか免除されない場合があります。その場合、残りの保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

＊各免除期間は、老齢・障害・遺族年金を請求する場合の受給資格期間、老齢基礎年金の計算に含まれます。

国民年金の保険料免除制度

対象の皆さん、「ご利用ください」

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、公的年金への加入が義務づけられています。自営業・無職・学生などの人は、国民年金の保険料を納付しなければなりません。保険料が納められないときは、次の制度を利用してください。



平成23年度月額
15,020円

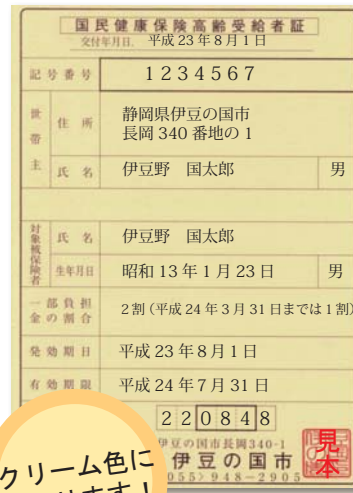
申請方法

■持ち物

- ①年金手帳、②認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③学生証のコピー(両面)か在学証明書(学生の場合)

■申請先

国保年金課 ☎055-948-2905
 葦山支所市民課 ☎055-949-6800
 大仁支所市民課 ☎0558-76-8000



クリーム色に変わります!

国民健康保険に加入の70～74歳までの人に、高齢受給者証を交付しています。これは、70歳の誕生月の翌月(1日生まれは誕生月)から交付されます。8月以降に70歳になる人には、誕生月の下旬に高齢受給者証を送ります。

- 自己負担割合 自己負担割合は、市民税課税状況と前年の所得などにより決まります(右の表のとおり)。
- 有効期限 有効期限は平成24年7月31日まで。ただし、平成24年7月31日以前に75歳になる場合は75歳の誕生日の前日まで。75歳になると後期高齢者医療(下の記事)に切り替わります。

割合	対象	
3割負担	現役並み所得者	同一世帯に市民税課税標準額が145万円以上の70～74歳までの国保被保険者がいる人。 ＊ただし、次の人は申請すると「1割負担」になります。 ●70～74歳までの国保被保険者の収入の合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満の人。 ●同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて、現役並み所得者になった国保被保険者1人の世帯の場合、市民税課税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上で、同一世帯の国保から後期高齢者医療に加入した人も含めた収入の合計額が520万円未満の人。
1割負担*	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人
	低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)
	低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税で、各所得がいずれも0円の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)

*1割負担の受給者証は、平成24年4月から一律2割負担となる予定のため、「2割(平成24年3月31日までは1割)」と表示されています。

70～74歳の国民健康保険加入者 ■ 高齢受給者証

8月1日(月)からの新しい受給者証・被保険者証を、7月下旬に郵送します。届いたら、内容を確認し大切に保管しましょう。有効期限の過ぎたものは、細かく裁断するなどして処分してください。
 問合せ 国保年金課 ☎055-948-2905



後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療加入者

- 自己負担割合 自己負担割合は1割、または3割で、前年の所得により決まります(下の枠内のとおり)。
- 75歳の誕生日から、後期高齢者医療制度に加入し、後期高齢者医療制度の被保険者証が交付されます。8月以降に75歳になる人には、誕生月の前月下旬に被保険者証を送ります。

【3割になる人】

- ①市民税課税標準額が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者
- ②①と同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者
＊ただし、次の人は確定申告書の写し等を添えて申請すると「1割」になります。
- 世帯に後期高齢者医療の被保険者が1人で、その被保険者の収入が383万円未満の人
- 世帯に後期高齢者医療の被保険者が2人以上で、その被保険者の収入合計額が520万円未満の人
- 世帯に後期高齢者医療の被保険者が1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、被保険者と同じ世帯の70～75歳未満の人の収入合計額が520万円未満の人

●限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証も8月1日(月)から変わります。

現在、認定証をお持ちの場合、8月中に新しい認定証を郵送します。ただし、市民税非課税世帯でなくなった人には交付されません。認定証をお持ちでない市民税非課税世帯の被保険者で交付を希望する人は、国保年金課、葦山支所市民課・大仁支所市民課で申請してください。



藤色に変わります!